

審査について (案)

1、審査方法について

審査項目 6 項目について「適切・どちらともいえない・不適切」の 3 段階で評価し、交付・保留・不交付を決定します。

審査票などには記入せずに、委員全員で話し合い、各項目に対していずれかの評価を決定します。

※地域振興課からの事業概要説明→協議→各審査項目の評価の決定を事業ごとに繰り返します。

(評価基準)

評価	基準
○	適切
△	どちらとも言えない (部分的に不適切/条件付き適切)
×	不適切

2. 審査項目について

審査項目		内容
(1)	課題の公共性の有無	地域の公共的な課題が明示されているか。
(2)	課題と事業内容の関連性	課題や目的に即した取組みが提案されているか。
(3)	実現性	事業内容、予算規模、実施体制など事業が着実に実行できる計画や体制であるか。
(4)	自立性	団体自らが課題解決に向けて働きかけを行っているか。
(5)	継続・発展性	事業を後年も継続していく手法が人員面・資金面・事業面で図られているか。
(6)	創造性	新規性があり (既存事業との違いが工夫されており)、地域の状況に応じた課題を解決するための取組みが考えられているか。

※提案内容に関し、部分的に対象外に該当する事業や予算があった場合は該当部分の経費を差し引いた事業費に対して交付金額を算定します。但し、事業を実施し、対象経費が増えた場合は交付金額の変更申請を認めます。

例：27 万円の事業費に対して、20 万円の補助金を申請
 →27 万円のうち、2 万円が対象外経費に該当した場合、
 25 万円の 3/4 にあたる 187,500 円を交付金額とする。

< 4年目・5年目事業の審査について >

先述の6項目に加え、以下の2項目について審査します。

審査項目	内容
事業効果があるか	3年間の取組みにより、明確な成果が出ている事業であるか。もしくは、今後、成果が見込めるものであるか。
継続して支援を行う 妥当な理由があるか ※右記いずれかに 該当するか	<input type="checkbox"/> 事業の性質上、独自に運営資金を得ることが困難な事業である。 <input type="checkbox"/> 行政が取り組むべき課題に対応する公益性の高い事業である。 <input type="checkbox"/> 行政が網羅できない課題に対応する社会的重要度の高い事業である。 <input type="checkbox"/> その他（過去の活動と成果を踏まえ、審査員が妥当と判断するもの）

3. 交付対象の決定について

審査項目6項目及び4年目・5年目事業の2項目への評価結果により、交付・保留・不交付を決定します。

審査結果	基準
交付決定	全ての審査項目が「適切」もしくは「条件付き適切」と評価された場合
保留	いずれかの審査項目が「不適切」と評価された場合
不交付	全ての審査項目が「不適切」と評価された場合

※7月の審査会で「保留」となった事業を対象に、審査委員会による**プレゼン審査**を8月に行います。保留となった団体には保留通知に記載された指摘事項を中心に事業の説明を行い、審査員からの質疑応答に対応していただきます。

プレゼン審査に参加できない団体は「不交付」となります。

4、学生団体の審査について

審査項目が以下3項目となります。その他、審査方法や基準は市民団体と同様です。

審査項目		内容
(1)	主体性	学生団体が主体的に企画・運営している事業であるか。
(2)	実現性	事業内容、予算規模、実施体制など事業が着実に実行できる計画や体制であるか。
(3)	発展性	事業を通じて、参加者や活動地域に関わり、その後の効果や影響が期待できるものであるか。